

新年の「学び」は、

きっと、その1年を有意義にしてくれる。

平成23年度税制改正大綱を、

分かりやすく解説いたします。

会社と個人の税制がどう変わるか、

我々は、どのように、行動していくべきか。

一緒に考えてみませんか。

新春1月24日、お待ちしております。

## 税理士法人 絆 新田事務所 新春セミナー2011 開催

### ▼ 開催概要

2011年1月24日(月)

18:30~20:30(開場 18:10)

会場名 くまもと県民交流会館 パレア 10F 熊本県熊本市手取本町8-9

参加料 1,000円(税込)、定員50名(先着順) ※席に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

### ▼ セミナープログラム

テーマ:『税制改正でこう変わる!!』平成23年度税制改正大綱より～

平成23年度税制改正大綱を分かりやすく解説します。

税理士法人 絆 新田事務所 税理士 CFP 新田哲也



- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ・会社の税金はこう変わる!!        | ・親からの贈与は？孫への贈与は？    |
| ・個人の給与所得はこう変わる!!      | ・消費税免税事業者要件の見直しとは？  |
| ・役員の退職金課税はこう変わる!!     | ・消費税9.5%ルールの適用      |
| ・満期保険金に係る一時所得の事業主負担は？ | ・更正の請求期間延長は、どちらに有利？ |
| ・相続税は、こう変わる!!         |                     |

主催:税理士法人 絆 新田事務所 熊本市神水1-15-45 TEL 096-285-3301

下記に必要事項をご記入の上、お申し込みください。受講票を送付します。

FAX → 096-285-3302(担当 森 妙子)

会社名			
ご参加者名		ご参加者名	
ご参加者名		ご参加者名	
ご住所・電話			
受講票送付先			